

(意見書案第 10 号)

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

政府はギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制、臨床医療体制などの検討を進め、本年 3 月にはギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。

よって、政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 ギャンブル等依存症への具体的な対策やその実施方法を早急に検討すること。
- 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 23 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
内閣官房長官 } 宛